

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿屋市長

原 弘 男

鹿屋市条例第 16 号

令和 8 年 3 月 31 日 専 決

専決第 5 号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条第 2 項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は 3 万円とする。

第 4 条第 1 項中「7.5」を「7.2」に改める。

第 6 条中「25,200円」を「24,000円」に改める。

第7条第1号中「第15条」の次に「、第15条の5」を加え、「22,700円」を「21,800円」に改め、同条第2号中「11,350円」を「10,900円」に改め、同条第3号中「17,025円」を「16,350円」に改める。

第15条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第15条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第15条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第15条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第15条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

第30条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）」を「、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第1号ア中「17,640円」を「16,800円」に改め、同号イ(7)中「15,890円」を「15,260円」に改め、同号イ(イ)中「7,945円」

を「7,630円」に改め、同号イ(ウ)中「11,917円」を「11,445円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 770円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 472円

第30条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号ア中「12,600円」を「12,000円」に改め、同号イ(ア)中「11,350円」を「10,900円」に改め、同号イ(イ)中「5,675円」を「5,450円」に改め、同号イ(ウ)中「8,512円」を「8,175円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 550円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 337円

第30条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「5,040円」を「4,800円」に改め、同号イ(ア)中「4,540円」を「4,360円」に改め、同号イ(イ)中

「2,270円」を「2,180円」に改め、同号イ（ウ）中「3,405円」を「3,270円」に改め、同号に次のように加える。

キ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 子ども・子育て支援金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 220円

ク 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

（イ）特定世帯 90円

（ウ）特定継続世帯 135円

第30条第2項第1号ア中「3,780円」を「3,600円」に改め、同号イ中「6,300円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「10,080円」を「9,600円」に改め、同号エ中「12,600円」を「12,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯550円

第30条第3項中「及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）」に改め、同項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

（7）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得

割額 当該出産被保険者につき、第15条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき、第15条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき、第15条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第30条に次の1項を加える。

4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第6項、第7項、第9項、第10項、第11項及び第12項中「第12条」の次に「、第15条の2」を加える。

附則第13項及び第14項中「第8条、第12条」の次に「、第15条の2」を加える。

附則第15項及び第16項中「第12条」の次に「、第15条の2」を加える。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の鹿屋市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。

（専決処分の理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療保険者から支援納付金を徴収することになった。これに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることにより、鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正し、施行する必要があったため専決処分を行うものである。